

(2) 本県のへき地学校の概要

本県のへき地学校はきわめて多く、人事委員会、へき地教育振興会指定のへき地学校を合わせると県全体の学校数に対して、小学校は34.8%、中学校は22.4%で小中合わせて31.2%がへき地学校であり、この外に、教育事務所指定のへき地学校が、小学校19校、中学校8校、計27校あり、これを含めれば本県のへき地学校は実に33.8%を占めている。

また、へき地学校は、会津地方に多く、ついで阿武隈山系に分布しており、その多くは小規模校と分校である。

児童・生徒数について見れば県全体の児童・生徒数に対して小学校児童は10.7%、中学校生徒は10.6%にあたり、教職員数では15.7%の教職員がへき地学校に勤務している現状である。

2. へき地教育の振興策

へき地の学校は、概して小規模校であり、かつ分校も多いため複式学級が多い。したがって教育条件の充実改善をはかるとともに、へき地学校に優秀な教職員を確保することが緊要である。

(1) へき地教育充実の人事行政

「昭和46年度末小・中学校教職員人事に関する方針」において「へき地学校の教職員組織の充実をはかるため、各地域の実態に応じ、都市、平地、へき地相互間の交流を計画的に推進する」ことを重点事項にかけ各地域間の計画的な交流を推進することとした。

また、へき地派遣制度の推進、管理職への昇任にへき地学校勤務を資格要件とするなどの施策もあわせて実施した。

① へき地交流

ア. 地域区分

県内の地域区分を次のとおりとする。

特A地域 旧4市（福島、郡山、若松、平）の学校

A地域 市、主要町村の学校

B地域 特A、A及びC地域以外の学校

C地域 へき地の学校

イ. 地域交流

(ア) 昭和28年度以降の採用者のうちへき地学校勤務の経験のない者については、計画的にへき地学校に転出させる。

(イ) 相当期間へき地学校に勤務し、都市又は平地の学校に転出を希望する者については、優先的に考慮する。

(ウ) へき地学校の多い会津ブロックとの交流を積極的に推進する。

昭和46年度末へき地交流件数

転出入	へき地への転入件数			へき地からの転出件数		
学校種別	A→C	B→C	計	C→A	C→B	計
小学校	70	106	176	93	161	254
中学校	58	78	136	100	95	195
計	128	184	312	193	256	449

② へき地派遣制度

都市、または平地の小学校、中学校に勤務する教員のうち、とくにへき地教育に熱意を有する優秀な中堅教員を選考し、計画的にへき地学校に派遣しその教育実践をとおしてへき地教育の振興に役立て、当該教員が相当期間勤務し、その勤務成績が良好の場合は抜き人事等の優遇措置を講ずることとした。相当期間とは3年間である。

③ 管理職の適材登用と適所へと配置

小規模校およびへき地校に勤務する優秀な教員の中から適格者を管理職に登用するとともに、適当への配置につとめた。

(2) へき地学校教職員の経済的優遇策

① 研修旅費の支給

へき地学校勤務教職員の研修旅費として人事委員会指定校に勤務する教員1人に対し4,000円、また、分校に勤務する教員1人に対し3,000円が支給される。

② 4、5級地の学校に赴任する新採用教員に対する赴任旅費の支給

③ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給

人事委員会指定のへき地学校に勤務する教職員に対し、給料と扶養手当の合計額にその級地に応じてそれぞれ、4%、8%、12%、16%、20%、25%を乗じて得た額がへき地手当として毎月支給されている。またこの外にへき地手当に準ずる手当として4%の支給がなされている。

④ へき地教職員の特別昇給制度の実施

交通条件及び自然的、経済的、文化的条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する学校に勤務する教職員の功績に報い、併せて人事交流の促進と適正化を計るために昇給期間の短縮措置を行なっている。

特別区分	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上
	2年未満	3年未満	4年未満	
5級・4級	6月短縮	12月短縮		
3級・2級	3月〃	9月〃	12月短縮	
1級	3月〃	6月〃	9月〃	12月短縮

(3) へき地学校教職員の配置に対する特別措置

へき地教育振興法第4条第2項に「都道府県は、へき地学校に勤務する教員、および職員の決定について特別の考慮を払わなければならない」とあるが本県としてもへき地学校教職員の定数配置については、小規模校に対する分校補正教員の配置及び養護教員、事務職員の配置等の特別措置を講じている。

3. 今後の問題点

(1) へき地校の教職員の充実をはかること

へき地校に勤務する教職員の年令構成から見て中堅教員が少ないとかんがみ、このことの解決のためへき地に勤務する教職員の優遇策、地元の受入体制の整備へき地派遣制度の推進が必要である。

(2) 都市と平地との人事交流を推進すること

高度へき地に勤務する教職員の転出についての優先人事